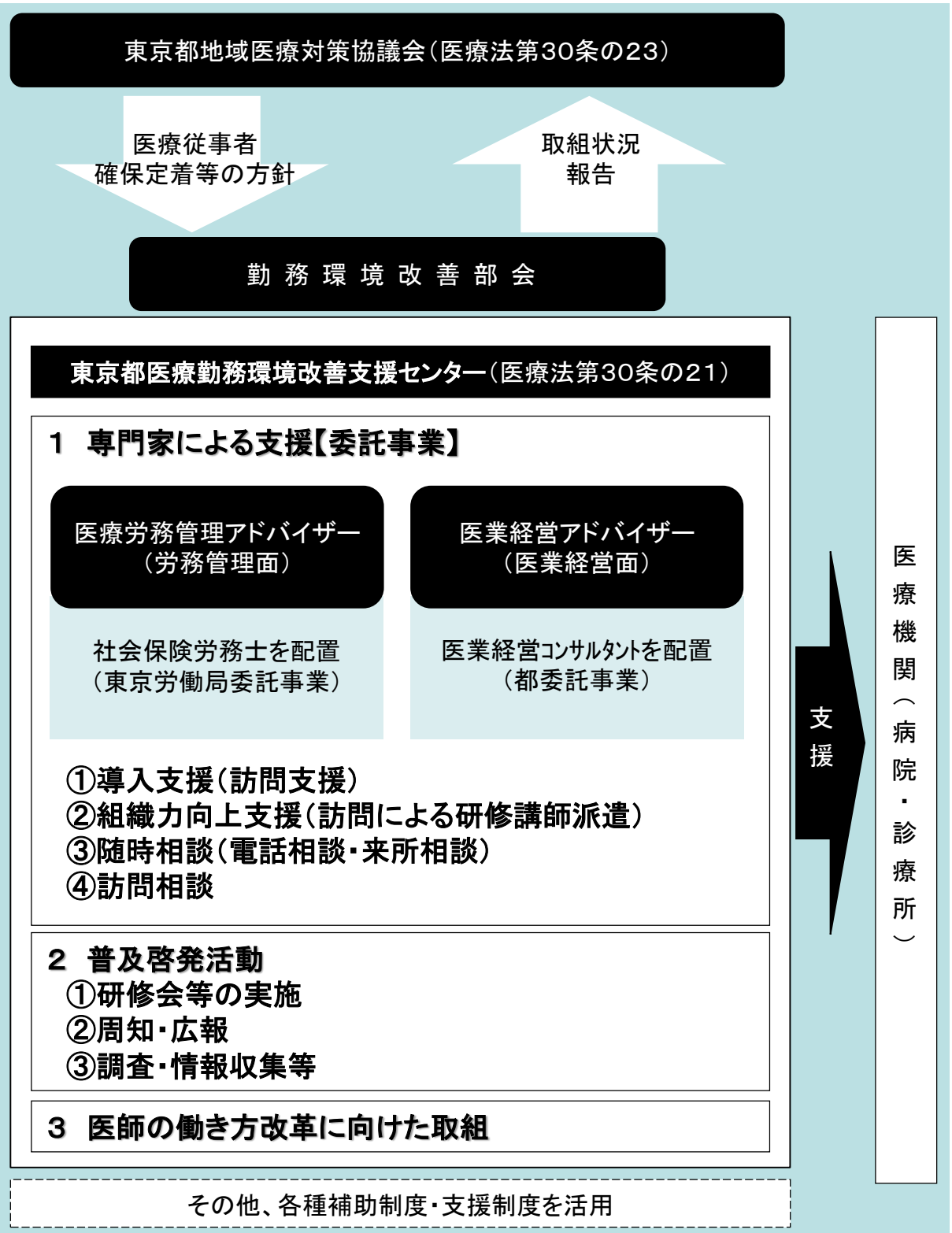


医療法第30条の21第3項及び東京都医療勤務環境改善支援センター設置要綱に基づき、医療機関における勤務環境改善の促進を支援するため、その拠点として東京都医療勤務環境改善支援センターを設置する。当センターには専門のアドバイザーを配置し、医療機関に対するワンストップでの相談支援体制を構築。

(平成26年10月1日設置)

◎ センターの概要



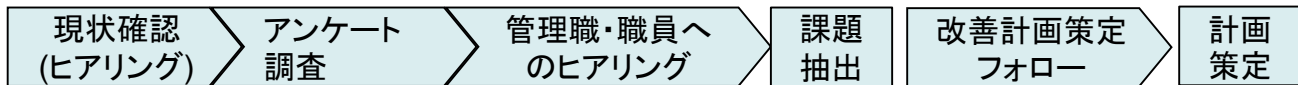
1 専門家による支援

①導入支援 (令和3年度 8件)

希望する医療機関にアドバイザーが訪問し、以下の支援を実施(両支援とも改善計画の策定までをフォローする。)

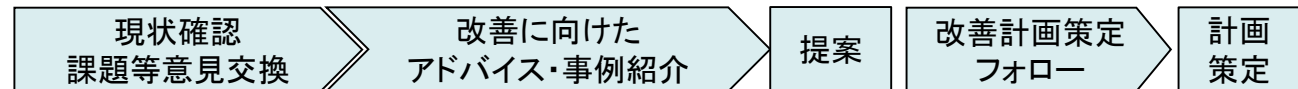
○ 現状分析・課題抽出型支援 (令和3年度 3件)

職員へのアンケートやヒアリングにより現状分析・課題抽出を行う。



○ 課題選択型支援 (令和3年度 5件)

医療機関が選択した課題に対し、助言や事例紹介等により、改善の方策を提案する。



②組織力向上支援(訪問による研修講師派遣) (令和3年度 5件)

医療機関や医療関係団体において実施する研修会等にアドバイザーを講師として派遣する。

③医師労働時間短縮計画作成支援 (令和3年度 7件)

医師の働き方改革に向け、医療機関の医師労働時間短縮計画の作成に係る取組を支援する。
※令和3年4月からモデル的に実施し、同年10月から本格実施

④訪問相談支援 (令和3年度 17件)

希望する医療機関にアドバイザーが訪問し、相談支援を行う。

⑤随時相談(電話相談・来所相談) (令和3年度2月末時点 115件)

平日午前9時30分から午後5時30分まで(祝祭日・年末年始を除く)

2 普及啓発活動

- 医療機関の取組事例の紹介や医療勤務環境改善に資する講演等を行う研修会(医療勤務環境改善セミナー)の開催
- 医療機関等に対する医療勤務環境改善に関する調査等の実施
- 労務管理・経営に関するニュースレター(月1回程度)の発行

3 医師の働き方改革に向けた取組

- 都内医療機関における勤務実態の把握や取組の働きかけ、必要な支援等を実施